

# 福島県南相馬市循環型社会形成推進地域計画

平成26年1月14日

南 相 馬 市

## 南相馬市循環型社会形成推進地域計画 目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	11
(3)	処理施設等の整備	14
(4)	施設整備に関する計画支援事業	15
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	15
(6)	その他の施策	16
4	計画のフォローアップと事後評価	17
(1)	計画のフォローアップ	17
(2)	事後評価及び計画の見直し	17



## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	南相馬市
面積	398.50Km <sup>2</sup>
人口	65,298人(平成25年3月31日、住民基本台帳)

国土地理院承認 平14総複 第149号

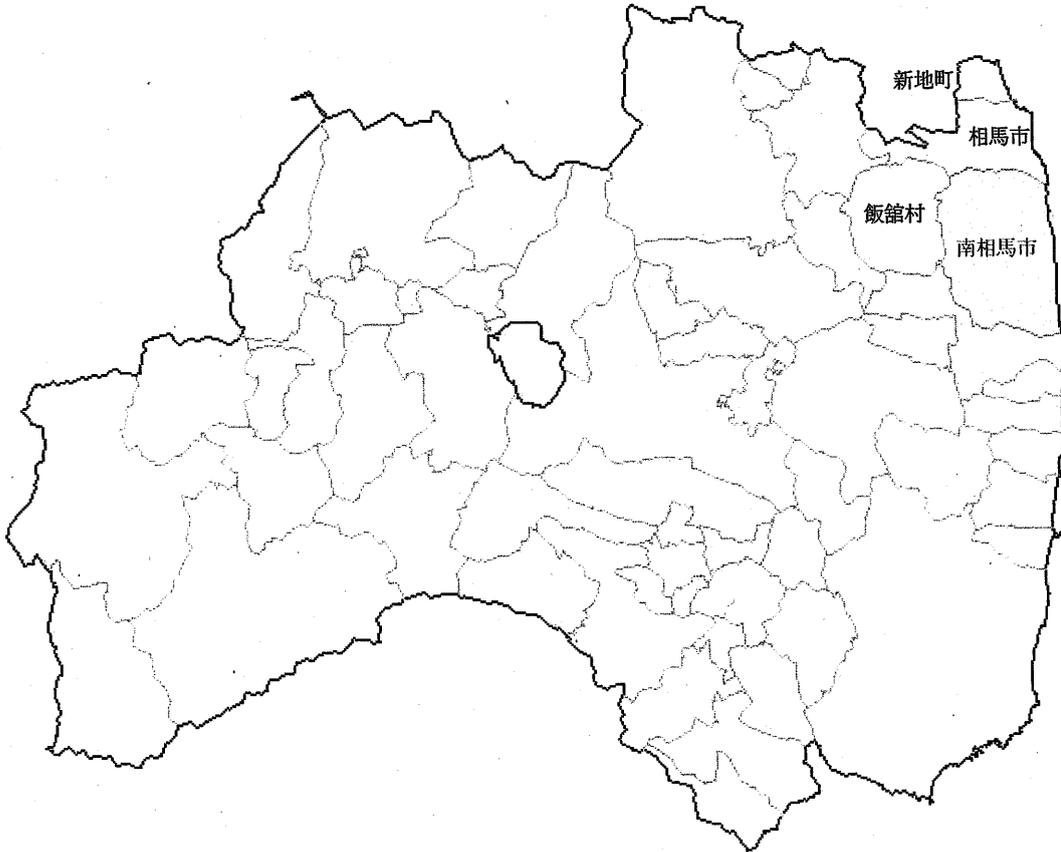


図- 1 本市の位置

### (2) 計画期間

本計画は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

南相馬市（以下、「本市」という。）は、これまで「燃えるごみ」は焼却処理、

「燃えないごみ」「粗大ごみ」は破碎・選別処理、「資源ごみ」は資源化等により、適正にごみを処理してきたが、焼却処理施設の老朽化に伴い維持管理費・修繕コストが上昇している傾向にある。

このことから、近年のごみ処理の現状と課題を踏まえ、積極的にごみの資源化を図り、焼却処理施設及び環境への負荷を軽減しつつ、焼却処理施設の延命化・長寿命化を図るため、現有施設の基幹改良を図り、今後の安定的なごみ処理を行うものとする。

また、生活排水処理については、生活排水処理基本計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定している。このたび、廃棄物処理施設の整備にあたり、当該計画を変更し、新たに循環型社会形成推進地域計画を作成したものである。

#### (4) 広域化の検討状況

「福島県ごみ処理広域化計画」（以下、「県計画」という。）では、本市は相馬方部衛生組合（相馬市及び新地町）と飯舘村とあわせて“相馬ブロック（相馬地方広域市町村圏組合の構成自治体と同じ）”に位置づけられており、“相馬ブロック”については『焼却施設は現在3施設設置されているが、これらのごみ焼却施設を1施設に集約する』とされている。

現在、相馬ブロック内では、本市及び相馬方部衛生組合でそれぞれが所有する施設で焼却処理を行っており、飯舘村は本市へ焼却処理を委託している。また、施設の集約については、相馬ブロックとして候補地を選定し地元住民へ説明を行ってきたが、理解が得られず白紙の状態となり、その後は目処が立っていない。本市の焼却施設は、延命化を行わなければ継続した処理が困難となるため、本計画により施設の基幹的設備改良を行い、次回更新までの期間に長期的な焼却施設のあり方を関係機関と検討、協議していくものとする。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成24年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図-2のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、22,869 tであり、再生利用される「総資源化量」は3,567 t、リサイクル率は16.1%である。

中間処理による減量化は15,773 tであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね7割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の15.8%に当たる3,501 tが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は18,638 tである。

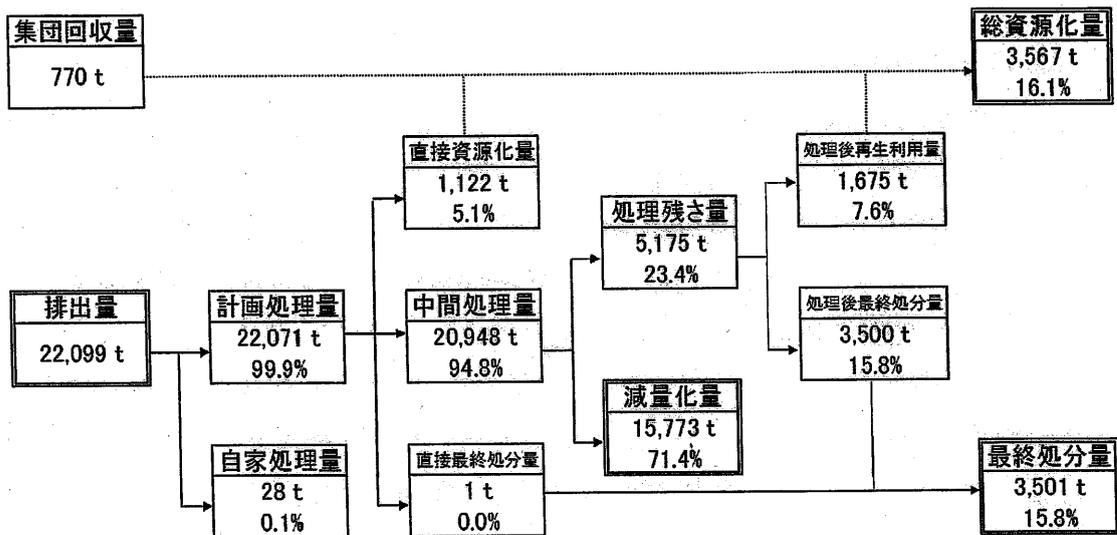


図-2 一般廃棄物の処理フロー (平成24年度)

## (2) 生活排水の処理の現状

平成24年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で65,298人であり、水洗化人口は48,075人、汚水衛生処理率73.6%である。

し尿発生量は、2,586kL/年、浄化槽汚泥発生量は、14,558kL/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は、17,144kL/年である。

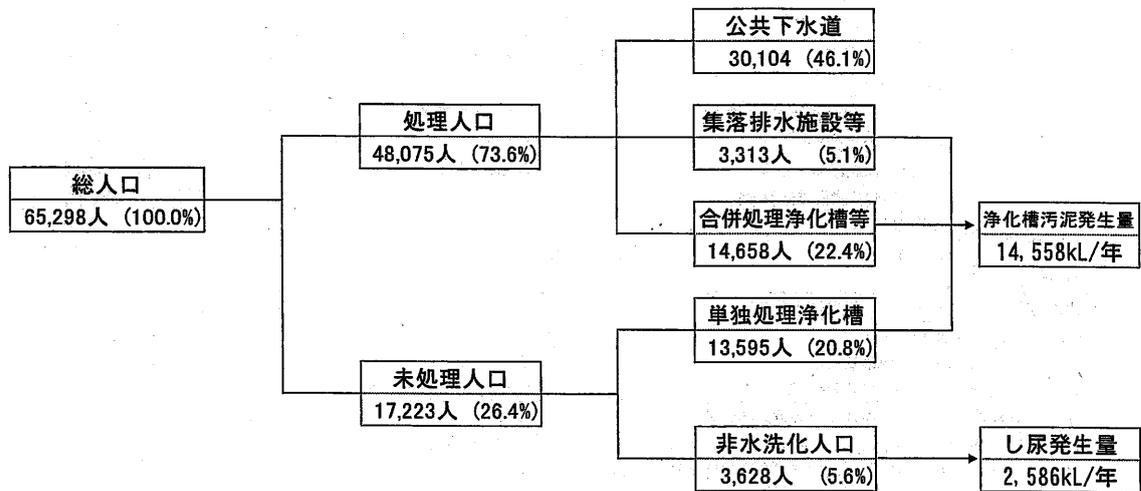


図- 3 生活排水の処理状況フロー (平成24年度)

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする（平成31年度の目標値の数値は、本市が東日本大震災の発生前の状況に復興・復旧するものと想定し、平成22年度の実績から推計）。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（排出量に対する割合）		目標	
	平成22年度（震災前）	平成24年度	平成31年度	
排出量	事業系 総排出量	6,043 トン	5,516 トン	4,845 (H24比 -12.2%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)※2	56 トン/事業所	116 トン/事業所	46 (H24比 -60.1%)
	家庭系 総排出量(トン)	17,000 トン	16,583 トン	14,252 (H24比 -14.1%)
	一人あたり排出量(kg/人)※3	209 kg/人	214 kg/人	155 (H24比 -27.7%)
合計 事業系家庭系排出量合計	23,043 トン	22,099 トン	19,097 (H24比 -13.6%)	
再生利用量	直接資源化量(トン)	949 (4.1%)	1,122 (5.1%)	2,282 (11.9%)
	総資源化量(トン)※4	3,814 (16.6%)	3,567 (16.1%)	6,610 (34.6%)
熱回収量	熱回収量	-	-	-
減量化量	中間処理による減量化量(トン)	17,129 (74.3%)	15,773 (71.4%)	11,425 (59.8%)
最終処分量	最終処分(トン)	3,440 -	3,501 -	3,290 -(6.0%) H24比
事業所数	事業系 登録事業所数	105	46	100
	人口	家庭系 3月31日現在人口(人)	70,546	65,298

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/事業所数

※3 (一人当たりの排出量)=[(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)]/人口

※4 (総資源化量割合)=(総資源化量)/(排出量)

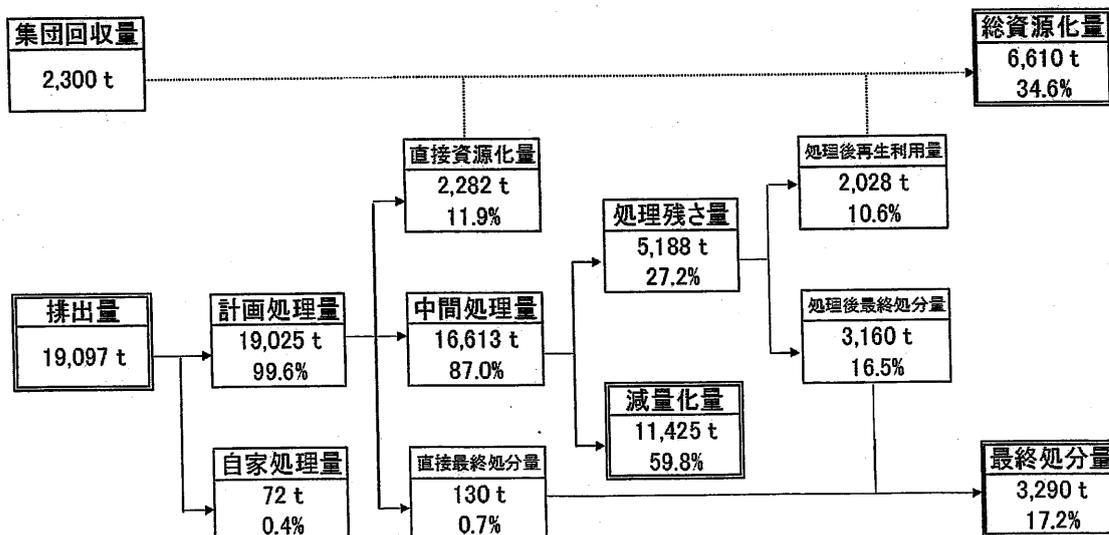


図-4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成31年度）

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表－ 2 に掲げる目標のとおり、おおむねすべての生活排水を施設で適正に処理すること、及び水洗化率（生活雑排水処理率）の向上を図ることを目標とする。

表－ 2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		平成 24 年度	平成 31 年度
処理形態別人口	公共下水道	30, 104 人	31, 386 人
	農業集落排水施設等	3, 313 人	3, 846 人
	合併処理浄化槽等	14, 658 人	17, 717 人
	未処理人口	17, 223 人	12, 751 人
	合 計	65, 298 人	65, 700 人
し尿・ 汚泥 の量	汲取し尿量	2, 586kL/年	1, 915kL/年
	浄化槽汚泥量	14, 558kL/年	17, 468kL/年
	合 計	17, 144kL/年	19, 383kL/年

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 市民によるごみの発生抑制、再使用の推進

###### a. 商品を買うとき

- マイバッグやマイバスケットなどを利用し、レジ袋はもらわない。
- 過剰包装は断る。
- 使い捨て商品の利用を減らし、詰め替え商品の購入を心がける。
- 再生紙などの再生製品やリターナブルびんなど、再利用可能な製品を利用する。
- エコマークやグリーンマーク等のついた環境にやさしい商品を利用する。

###### b. 不要なものを排出するとき

- 生ごみの水切りを徹底する。
- 生ごみ処理容器により、生ごみを堆肥化する。
- 正しく分別して排出することを徹底する。
- 不要になってもまだ使えるものは知人などに譲る。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する。

###### c. その他

- 資源ごみ回収団体などの地域のリサイクル活動に積極的に参加する。
- 市民クリーンデーや河川クリーンデーなどをはじめとする地域の環境美化活動や、緑化活動などへ積極的に協力する。
- ものを大切に長く使用する。
- 壊れたり故障したりしたものは、できるだけ修理して使用する。
- 集積所など地域の環境美化と保全に努める。

##### イ 事業者によるごみの発生抑制、再使用の推進

###### a. 製造・販売するとき

- 施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッションを目指す。
- リユースやリサイクルを推進して、ごみの排出抑制に努める。
- 過剰包装の自粛や量り売りを推進し、レジ袋の削減等に積極的に取り組む。
- リサイクル製品や長期使用可能な製品、省エネ製品の開発、製造及び販売に努める。
- 物品調達の際は、できるだけリサイクル製品を利用し、グリーン調達に努める。
- 使用済み製品の回収を進め、部品等の再利用を図る。

- 食品がごみとならないよう、販売方法を工夫する。
- ライフサイクルアセスメント（LCA）を行い、環境への負荷の少ない製品の製造に努める。

b. 不用物を排出するとき

- 適正な保管場所、排出場所、処理・処分先を確保する。
- ごみの適正な分別排出に努める。
- 産業廃棄物と一般廃棄物の区分を遵守し、適正処理をする。
- 業務用生ごみの排出抑制に努め、生ごみの堆肥化を促進する。
- 建設副産物のリユース、リサイクルに努める。

c. その他

- 工場見学会の受け入れなど、施設を学習の場として市民へ積極的に提供する。
- 市民クリーンデーや河川クリーンデーをはじめとする地域の環境美化活動やリサイクル活動、緑化活動などへ積極的に協力する。
- 自らの取り組みを適切に情報提供すること等により、市民の理解の促進に努める。
- 法律を遵守するとともに、法令に基づく適正な負担と役割を担う。
- 両面コピーの徹底や再生紙の利用などにより、用紙類の使用段階での削減に努める。
- 地球にやさしい“ふくしま”「ストップ・ザ・レジ袋実施店」参加登録制度を積極的に活用し、レジ袋無料配布中止の取り組みを促進することにより、ごみの減量化の一層の推進を図る。
- 従業員への環境研修や環境教育を積極的に行う。

ウ 市によるごみの発生抑制、再使用の推進

a. ごみの発生・排出前の段階

- 市民やNPO、事業者との連携協力体制を構築するため、既存の団体（区長会など）との連絡を密にし、市と目標を共有する体制を整える。
- レジ袋削減運動及び有料化について、市の広報誌により周知を行うなど積極的に推進する。
- ごみ処理費用負担（有料化）について、近隣自治体や既に実施している自治体の状況を調査し、その必要性や効果について検討を行う。
- 生ごみ処理容器の活用推進を行う。
- 資源ごみ回収報奨金制度及び生ごみ処理容器設置報奨金制度等の活用により、市民参加型のごみ減量化とリサイクルを推進する。
- 市民、事業者へ広報誌や市のホームページ等を活用し環境保全やごみの排出抑制などの環境情報を提供する。
- ごみ処理施設（リサイクルプラザ等）を学習の場として活用するため、

小・中学校の施設見学受け入れなどを積極的に行う。

- 生涯学習センターと連携し、ごみ減量化・リサイクルに関する出前講座を実施する。
- 環境衛生推進委員により、地域の環境衛生の向上及び保全を図る。
- 市民クリーンデーや河川クリーンデーなどをはじめとする地域の環境美化活動やリサイクル活動（資源集団回収など）、緑化活動などへ積極的な参加を呼びかける。

#### b. ごみの排出・収集運搬段階

- ごみの分別徹底や分別収集を通して、3Rを基本とした地域社会づくりを推進する。
- 定期的に収集状況を調査し、効率的な収集体制を整備する。
- 収集車両による周辺環境への負荷低減を図る。
- 多量排出事業者の処理状況を把握し、指導を徹底する。
- 日常業務からのごみの削減に努めるとともに、イベント実施の際には「市イベント開催の環境配慮指針」に従いごみの分別徹底を図り、参加者への分別協力の呼びかけに努める。

#### c. ごみの処理・処分段階

- ごみ処理施設における適正な処理と計画的な運営に努める。
- 中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺環境整備に努める。
- 市有施設で処理できない困難物の適正処理ルートを確保する。
- ごみ処理施設からの排水の水質や排ガス、ダイオキシン類などについて、法基準や施設管理基準を維持していくために施設の適正管理を徹底する。
- クリーン作戦や不法投棄撤去事業等の実施、不法投棄の監視強化等を通して不法投棄の根絶を図り、環境美化を推進する。

### エ 再資源化の推進

#### a. 家庭ごみのリサイクルの推進

- 「家庭ごみ収集カレンダー」や「ごみ減量ガイドブック」などにより分別の徹底、啓発活動を推進する。
- 缶類、びん類、ペットボトルは、収集されたものの中に汚れたものやふたなどの異物が多く混入していることから、「ふたを取って出す」「中身を出して水洗いする」などの啓発を行って品質向上を図るとともに、収集量の増加に向けて取り組む。
- 白色トレイは汚れたものや対象外（色・柄付など）のものが多く混入していることから、引き続き分別徹底のための啓発を行う。
- 可燃ごみの中に菓子箱や包装紙など「その他の紙類」が多く混入していることから、重点品目として分別徹底を推進し、リサイクルを図る。
- 資源ゴミ回収団体事業は、団体数、回収量とも横ばいの傾向であること

から、回収団体の育成と実施回数の増加に向けて取り組むとともに、資源集団回収を行っていない行政区や各種団体等への啓発活動を推進する。

- 資源ごみの分別収集を推進するため、地域の実情に応じ、公共施設・協力店において拠点回収の設置拡充を図る。また、各地域にリサイクルステーションを設置するなど、リサイクルしやすい環境づくりを検討する。
- 家庭ごみの一層のリサイクルを推進するため、平成26年度からRびんのリサイクルシステムを開始する。

#### b. 事業系ごみのリサイクルの推進

- 事業者のごみ減量・資源化への意識高揚を図るため、パンフレット等の作成・配布や商工会議所等の経済団体と連携を図り、分別の徹底やリサイクルの推進を働きかける。
- 事業者へオフィス町内会方式などの実施を働きかけオフィス古紙のリサイクルシステムの形成に努める。
- 市の処理施設へ搬入されるごみの監視体制を強化し、資源ごみの混入や処理困難物等の搬入を防止する。
- 「食品リサイクル法」に基づき、食品廃棄物の減量化や資料化による再生利用を促すとともに、対象外事業者に対しても自主的なリサイクル活動を働きかける。
- 公園や街路樹から発生する剪定枝や刈草等の資源化を検討する。
- 食品業者や学校給食等から発生する廃食用油は、BDF化によるリサイクルを推進する。

#### c. 市によるリサイクルの推進

- ISO14001環境方針及び地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設におけるごみの減量化や資源化に努める。また、日頃から職員のごみの減量化、資源化の意識高揚に努める。
- 環境配慮型製品の購入（グリーン購入）に積極的に努める。
- 環境配慮型製品の購入促進のため、市民、事業者へ環境配慮型製品に関する情報を提供し、普及啓発を図る。
- 自然と調和した環境社会を実現させるために循環型社会の構築を目指すとともに、人と食と自然のあり方を追求し、家畜ふん尿・農林業副産物及び生ごみなどを再利用する有機循環型システムの構築に努める。

#### d. リサイクル施設の整備

- ごみの減量化やリサイクルを推進するため、粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザ等の更なる効率的運営を推進する。
- 適正なりサイクルが推進されるよう、本市の資源化施設との整合を図りながら、民間活力を利用した効率的なりサイクル施設の整備について検討を行う。

- 本市のバイオマスタウン構想に則し、地域に賦存するバイオマスの利活用を推進するため、堆肥センター等の整備・活用を検討する。
- e. リサイクルシステムの整備
  - 可能な限り資源化を図るため、新たな再生資源（廃食用油、生ごみ、剪定枝等）について研究調査を行う。
  - リサイクルが効率的に推進されるよう、廃棄物再生事業者との連携の強化に努める。
  - 資源の有効利用を推進するためにはリサイクル製品を積極的に使用することが重要であるため、消費者への情報提供を行い、リサイクル製品の使用促進やリサイクル製品の販売店の普及拡大に努める。
- f. 各種リサイクル法への対応
  - 各種リサイクル法の円滑な運用を図るとともに、市民の理解を促進しながら再生利用を推進する。
- g. 家電リサイクル法への対応
  - 家電リサイクル法の対象となる家電が適正な回収がなされるよう、市民や事業者へ情報を提供する。
- オ 生活排水対策
  - 生活排水対策の必要性のほか、浄化槽の維持管理等の重要性等について、市民向けの定期的な広報や啓発活動を実施する。

## (2) 処理体制

分別区分及び処理方法については、表－ 3のとおりである。

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

本市では燃えるごみは焼却施設で焼却後埋立処分を行っている。また資源ごみはリサイクルプラザで選別し資源化している。

今後は、各種リサイクル法へ対応しながら更なるリサイクルを推進するとともに、Rびん等の新たな資源ごみの分別収集にあった、収集体制の構築を検討する。さらに、現在、粗大ごみは自己搬入としているが、不法投棄の根絶を図るため、啓発を一層推進する。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、事業者自ら、あるいは許可業者によって市の施設や

処理業許可業者の処理施設に搬入しているが、事業系ごみの減量化及び適正処理を行うためには、事業者への指導を強化する必要がある。

①事業系ごみの減量化・資源化の指導強化

事業系ごみの発生を抑制し、減量化や資源化を図るため、事業系ごみの発生量の把握に努め、事業者への指導に関する取り組みを推進する。

②事業系ごみの適正処理の指導強化

事業系ごみの適正処理に関しては、展開検査や業者指導を継続的に実施し、排出事業者への指導を行う。また、収集対象区域が広域化された場合、越境ごみ（対象区域外ごみ）が不適正に処理されることも考えられることから、排出事業者を対象に、許可業者との連携や減量化への取り組み、適正排出等の重要性等を周知徹底させる。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では産業廃棄物の処理は行っておらず、今後も当面は産業廃棄物の処理を行う予定はない。

エ 生活排水処理の現状と今後

- 市街地等の人口密集地域における生活排水は、下水道及び農業集落排水施設の集合処理施設による処理を基本とする。
- 集合処理により処理する区域以外の地域については、合併処理浄化槽により処理する。
- 単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用している事業者または家庭等については、合併処理浄化槽への転換活動を実施する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇燃えるごみを確実に焼却するとともに、各種リサイクル法へ対応しながら更なるリサイクルを推進する。
- ◇事業系一般廃棄物については、減量化・資源化及び適正処理についての指導を強化する。
- ◇生活排水未処理人口の減少を図るため、集合処理により処理する区域以外の地域における合併処理浄化槽の整備を推進する。

表一 3 ごみの分別と処理方法の現状と今後

現状 (平成24年度)				処理実績 (t)
分別区分	処理方法	処理施設等		
燃えるごみ	焼却	焼却施設		13,248
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設		812
缶類	スチール缶	リサイクルプラザ		206
	アルミ缶			
びん類	無色ガラスびん	リサイクルプラザ		471
	茶色ガラスびん			
	その他ガラスびん			
紙類	新聞紙	リサイクルプラザ		1,015
	雑誌類			
	段ボール			
	紙パック			
	その他の紙			
ペットボトル	圧縮・梱包・売却	リサイクルプラザ	188	
白色トレイ	選別・梱包・売却	リサイクルプラザ	3	
乾電池	委託	その他	0	
蛍光管	委託	その他	0	
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	117	
小動物の死骸	埋立	最終処分場	0	
燃えるごみ	焼却	焼却施設	5,402	
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	108	
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	6	
家庭ごみ				
事業系ごみ				



今後 (平成31年度)				処理実績 (t)
分別区分	処理方法	処理施設等		
燃えるごみ	焼却	焼却施設		9,869
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設		575
缶類	スチール缶	リサイクルプラザ		336
	アルミ缶			
びん類	無色ガラスびん	リサイクルプラザ		864
	茶色ガラスびん			
	Rびん			
	その他ガラスびん			
紙類	新聞紙	リサイクルプラザ		2,282
	雑誌類			
	段ボール			
	紙パック			
	その他の紙			
ペットボトル	圧縮・梱包・売却	リサイクルプラザ	180	
白色トレイ	選別・梱包・売却	リサイクルプラザ	8	
乾電池	委託	その他	24	
蛍光管	委託	その他		
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	42	
小動物の死骸	埋立	最終処分場	0	
燃えるごみ	焼却	焼却施設	4,629	
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	185	
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	31	
家庭ごみ				
事業系ごみ				

### (3) 処理施設等の整備

#### ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制を構築するにあたり、安定的な稼働とライフサイクルコストを低減させ、さらにはCO<sub>2</sub>発生量の削減を図り、もって地球温暖化の防止に寄与するため、南相馬市のごみ焼却施設の基幹的設備改良を実施し、施設の長寿命化と安定化を図る。

表－ 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間(年度)
1	焼却施設	南相馬市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	105 t/日	南相馬市	H27-H30

#### (整備理由)

事業番号 1 昭和63年の施設稼働後25年が経過し、かつ、ダイオキシン対策から10年を迎え、施設が老朽化しているため、長寿命化計画を策定、交付金を活用し、CO<sub>2</sub>の削減に寄与するとともに、10～15年程度の延命化を図る。その間、ごみ焼却施設を含む一般廃棄物処理施設の整備方針を検討していく。

#### イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表－ 5のとおり行う。

表－ 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済み基数(基) (平成24年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	5,528	853	1991	H26-H30

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) 処理施設等の整備に先立ち、表－ 6 のとおり発注仕様書作成業務を行う。

表－ 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	南相馬市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る発注仕様書作成事業	事業発注支援	H26

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

(3) 処理施設等の整備に先立ち、表－ 7 のとおり長寿命化計画策定支援事業を行う。

表－ 7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	基幹的整備改良（事業番号1）に係る長寿命化計画策定業務委託	長寿命化計画概算設計	H26

## (6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 不適正処理対策

- 不法投棄監視委員（30人）及び環境衛生推進委員（180人）による、ごみ不法投棄のパトロール体制の強化
- 市民や事業者の協力を得ながら、ごみの不法投棄に対する取締りの強化
- 産業廃棄物の適正処理等の監視の推進
- 不法投棄防止のためのたて看板や防護柵の設置
- 市内郵便局との情報提供に関する連携の強化
- 県、市町村、警察及び関係団体等により構成される「相双地方廃棄物不法投棄防止対策連絡会議」との連携強化
- 不法投棄者への指導及び撤去命令
- 不法投棄廃棄物撤去事業の実施

### イ 野焼きの禁止

平成12年6月の「廃棄物処理法」の改正により、野焼きは一部の例外を除いて禁止されている。

野焼きの例外であっても、ダイオキシン類などの有害物質が発生する恐れや、焼却に伴う煙や悪臭が苦情の原因となることも懸念されることから、野焼きの自粛について市民や事業者に理解を求めるとともに、関係機関と連携しながら監視に努める。

また、「廃棄物処理法」における「一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造」に合致しない焼却炉については、使用禁止の徹底を指導する。

### ウ 適正処理困難物への対応

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物について、市では収集処理を行わないこととしているが、処理が可能な民間業者の紹介など、適正な処理方法についての周知を図る。

### エ 災害廃棄物への対応

大規模災害時には「南相馬市地域防災計画」に基づき、適切かつ迅速に災害廃棄物への対応を図る。処理施設の耐震化等による災害対策、災害廃棄物の仮置き場の確保、衛生保持のための対策については、平時から災害に対する危機管理に努める。

また、関係機関、近隣自治体、民間団体などとの連絡や調整を図り、災害廃棄物処理に対する支援体制や協力体制を検討する。

#### オ 広域ごみ処理体制の検討

「福島県ごみ処理広域化計画」における広域化ブロックに基づき施設の統合を図るなど総合的なごみ処理施設の更新計画が必要である。このため、今後、ごみ処理施設の整備を検討する際は、相馬方部衛生組合及び飯館村との協議を行い、地域の社会的、地理的な特性を考慮した適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

### 4 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年人口・ごみ排出量・中間処理量・最終処分量の実績及び推移を公表するとともに、必要に応じて、ごみ処理状況を勘案し、処理量等計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、施策の取り組みの結果を取り纏め、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に反映させ、必要に応じ計画を見直すものとする。

# 南相馬市循環型社会形成推進地域計画

## 添付資料



様式1(続き)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考		
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式		施設竣工予定年月	処理能力(単位)
ごみ焼却施設	南相馬市	全連続燃焼式焼却炉	有	105 t/24 h (52.5 t/24 h ×2基)	昭和63年3月	H31.3 基幹改良工事完了予定	老朽化のための基幹的設備改良工事	全連続燃焼式焼却炉	平成31年3月	105 t/24 h (52.5 t/24 h ×2基)	延命化
粗大ごみ処理施設	南相馬市	衝撃せん断併用回転式	有	30 t/5 h 4選別	平成元年3月						
リサイクルプラザ	南相馬市	5分別	有	紙類11.8 t/5 h 他	平成12年3月						
最終処分場	南相馬市	セル・サンドイツチ方式	有	302,000 m <sup>3</sup>	昭和56年4月						
浸出水処理施設	南相馬市	回転円板接触法	・有	150m <sup>3</sup> /日	昭和56年4月						

4 生活排水処理の現状と目標 (数値の更新)

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
総人口	71,999	71,732	70,516	68,385	65,298	65,700
公 共 下 水 道	31,269 43.4%	31,602 44.1%	31,738 45.0%	29,767 44.8%	30,104 46.1%	31,386 47.8%
集 落 排 水 施 設 等	3,641 5.1%	3,707 5.2%	3,692 5.2%	3,271 4.9%	5.1%	3,846 5.9%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	15,891 22.1%	16,108 22.5%	14,150 20.1%	14,249 21.5%	14,658 22.4%	17,717 27.0%
未 処 理 人 口	21,198	20,315	20,936	19,098	17,223	12,751

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	南相馬市	5,528	14,658	H2.4	853	1991	H30	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
						平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度			
○再生利用に関する事業	容器包装リサイクル推進施設				開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分別回収拠点整備				終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模ストックヤード整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易プレス機整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ収集車整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生ごみリサイクル施設					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ収集車整備(高速たい肥化施設整備)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ飼料化施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみメタン回収施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	リサイクルセンター					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎・選別施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不要品精製施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	展示施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物原材料化施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ固形燃料化施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストックヤード整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の施設整備等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○熱回収等に関する事業	熱回収施設整備	1	南相馬市	105 ㎡/日	H27 H30	3,076,920	848,070	799,805	777,060	651,985	3,010,716	0	833,922	795,053	736,884	644,857	644,857	644,857
	灰溶融施設整備					3,076,920	848,070	799,805	777,060	651,985	3,010,716	0	833,922	795,053	736,884	644,857	644,857	644,857
	その他の施設整備等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○最終処分に関する事業	最終処分場設置					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適正最終処分場再生					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○収集運搬の最適化に関する事業	廃棄物運搬中継・中間処理施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の施設整備等(施設名記載)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○併せ産廃モデル施設整備に関する事業	併せ産廃モデル施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○し尿処理に関する事業	し尿再生処理センター整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	し尿浄化槽汚泥高度処理施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○浄化槽に関する事業	コミュニティプラント整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽設置整備	2	南相馬市	853 基	H26 H30	252,626	44,019	44,019	44,019	44,019	251,219	44,019	44,019	44,019	44,019	44,019	44,019	75,143
	浄化槽市町村整備推進					252,626	44,019	44,019	44,019	44,019	251,219	44,019	44,019	44,019	44,019	44,019	44,019	75,143
○施設整備に関する計画支援に関する事業	施設整備					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計					3,329,546	44,019	892,089	849,824	821,079	728,535	3,261,935	44,019	877,941	839,072	780,903	720,000	720,000

※1 事業番号については、計画本文3(3)表41に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施業のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。  
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。  
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※4 同一施設の整備であったとしても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施設の名称	施設の内容	事業主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	1	市民によるごみの発生抑制、再使用の推進	○マイバッグの利用 ○生ごみの水切りの徹底 ○ものを大切に使う	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	2	事業者によるごみの発生抑制、再使用の推進	○ゼロエミッションを考える ○リユース・リサイクルの励行 ○環境研修等の実施	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	3	市によるごみの発生抑制、再使用の推進	○ごみ有料化の検討 ○効率的な収集体制の整備	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	4	再資源化の推進	○分別の徹底、啓発の推進 ○グリーン購入の推進 ○分別に向けたパンフ作成	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	5	生活排水対策の推進	○広報や啓発活動	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
処理体制 の構築、変 更に関す るもの	6	効率的で適正な収集運搬体制の確立	○収集運搬体制の見直し ○違反ごみへの指導強化	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	7	市民のニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備	○粗大ごみの収集体制の検討 ○高齢者や障害者世帯への収集支援の検討	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	8	中間処理計画	○既存施設の適正管理 ○計画的な施設運営	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	9	最終処分計画	○既存施設の適正管理 ○最終処分場の延命化	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
処理施設 の整備に 関するもの	10	生活排水処理施設整備	○人口密集度合いに見合った整備の推進	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	1	焼却処理施設	基幹改良	南相馬市	H27	H30	○		●	●	●	●	●	
	2	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽整備事業	南相馬市	H26	H30	○	●	●	●	●	●	●	
施設整備 に係る計画 支援に関 するもの	31	南相馬市ごみ焼却施設基幹設備改良(事業番号1)に係る発注仕様書作成業務	基幹改良見積 発注仕様書作成 など	南相馬市	H26	H26	○	●	●					事業番号 31
	32	南相馬市ごみ焼却施設長寿命化計画策定事業業務委託(事業番号1)	長寿命化計画策定	南相馬市	H26	H26	○	●	●					事業番号 32
その他	11	不適正処理対策	○パトロールの強化 ○郵便局との情報提供に関する連携強化	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	12	野焼きの禁止	○野焼きの自粛の要望強化	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	13	敵影処理困難物への対応	○処理可能な民間業者の紹介等 処理方法の周知	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	14	災害廃棄物への対応	○関係機関、近隣自治体、民間団体との連絡、調整体制の強化	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	
	15	広域ごみ処理体制の検討	○「福島県ごみ処理広域化計画」による広域ごみ処理体制の検討	南相馬市	H26	H30		●	●	●	●	●	●	

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表-4、表-6、表-7に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

参考資料様式2

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南相馬市
(2) 施設名称	南相馬市ごみ焼却施設（基幹的設備改良事業）
(3) 工期	平成27年度 ～ 平成30年度
(4) 施設規模	処理能力105t/日（52.5t/2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無            有（発電効率        %）・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無        有（発電効率        %）・ <input type="radio"/> 無
(7) 削減されるCO <sub>2</sub> の量	CO <sub>2</sub> 排出量は現状に比べて3%以上削減が可能
(8) 地域計画内の役割	10～15年程度の延命化を図り、ごみ処理の安定稼働に資すると共に、その間焼却施設を含む一般廃棄物処理施設の整備方針を検討し、その方向性に基つき事業を実施する。
(9) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無
(10) 事業計画額	3,076,920千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南相馬市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境の保全及び公衆衛生上に寄与することを目的とし、浄化槽を設置等する者に対して設置等の費用の一部を負担する。
(4) 事業期間	平成26年度 ～ 平成30年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に示された予定処理区域以外の水道水源の流域。 【浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)ア(ウ)】 下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に示された予定処理区域以外のその他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水の発生が著しく、浄化槽の設置等が必要であると認められる地域。 【浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)ア(キ)】
(6) 事業計画額	交付対象事業費251,219千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	275基(678人分)	27基	93,730,000	54,335,000	54,335,000
6～7人槽	473基(1,179人分)	98基	204,642,000	135,648,000	135,648,000
8～10人槽	50基(129人分)	13基	28,570,000	18,669,000	18,669,000
11～20人槽	19基(5人分)	基	17,841,000	9,851,000	9,851,000
21～30人槽	16基(人分)	基	23,552,000	11,776,000	11,776,000
31～50人槽	16基(人分)	基	32,592,000	16,288,000	16,288,000
51人槽以上	4基(人分)	基	9,304,000	4,652,000	4,652,000
改築		基			
計画策定調査費					
合計	853基(1,991人分) 改築を除く	138基	410,231,000	251,219,000	251,219,000

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対 事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～15人槽	基 (人分)	基			
16～20人槽	基 (人分)	基			
21～25人槽	基 (人分)	基			
26～30人槽	基 (人分)	基			
31～40人槽	基 (人分)	基			
41～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合計	基 (人分)	基			

- 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較  
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 \_\_\_\_\_ 市町村世帯数 \_\_\_\_\_  
対象地域人口 \_\_\_\_\_ 対象地域世帯数 \_\_\_\_\_

	総建設費	1年当たり建設費	1年当たり維持管理費	1年当たりコスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

参考資料様式6

計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南相馬市
(2) 事業目的	南相馬市ごみ焼却施設整備のため
(3) 事業名称	南相馬市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る発注仕様書作成等
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹的設備改良プラントメーカー選定にあたり、見積・発注仕様書等の作成を行う。</li> </ul>
(6) 事業計画額	4,020千円

参考資料様式6

計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南相馬市
(2) 事業目的	南相馬市ごみ焼却施設延命化整備のため
(3) 事業名称	南相馬市ごみ焼却施設長寿命化計画策定事業業務委託
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	南相馬市清掃センターごみ焼却施設の機器設備の詳細調査を行い、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」による計画作成を行う。
(6) 事業計画額	8,010千円

## 南相馬市循環型社会形成推進地域計画

### 参考資料

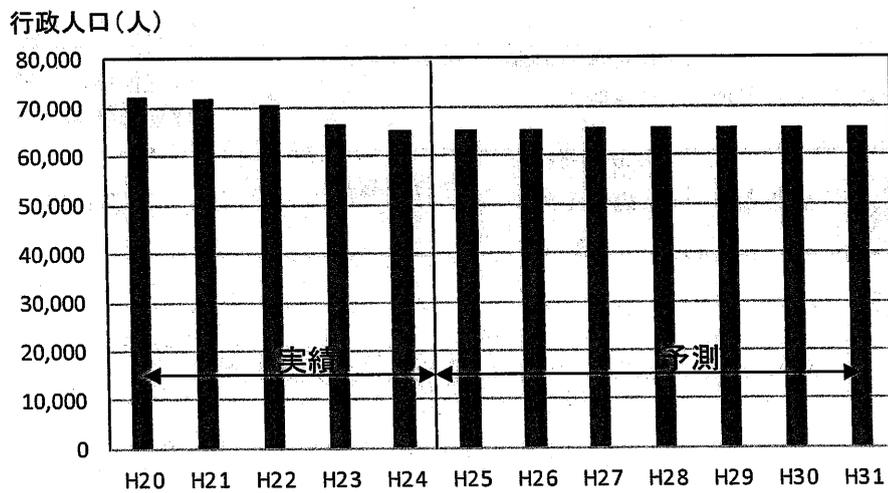
## 現有施設の概要

施設種別	事業主体	所在地	形式及び処理方式	補助	処理能力(単位)	開始年月
ごみ焼却施設	南相馬市	南相馬市原町区上北高平字高松37番地の1	全連続燃焼式焼却炉	有	105 t/24 h (52.5 t/24 h × 2基)	昭和63年3月
粗大ごみ処理施設	南相馬市	南相馬市原町区上北高平字高松37番地の1	衝撃せん断併用回転式	有	30 t/5 h 4選別(鉄、アルミ、不燃物、可燃物)	平成元年3月
リサイクルプラザ	南相馬市	南相馬市原町区上北高平字高松37番地の1	5分別	有	びん類 4.6t/5h 缶類 2.4t/5h 紙類 11.8t/5h ペットボトル 0.5t/5h 白色トレイ 3.7t/5h	平成12年3月
最終処分場	南相馬市	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉	セル・サンドイッチ方式	有	埋立面積 31,000m <sup>2</sup> 埋立容量302,000m <sup>3</sup>	昭和56年4月
浸出水処理施設	南相馬市	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉	回転円板接触法	有	150m <sup>3</sup> /日	昭和56年4月

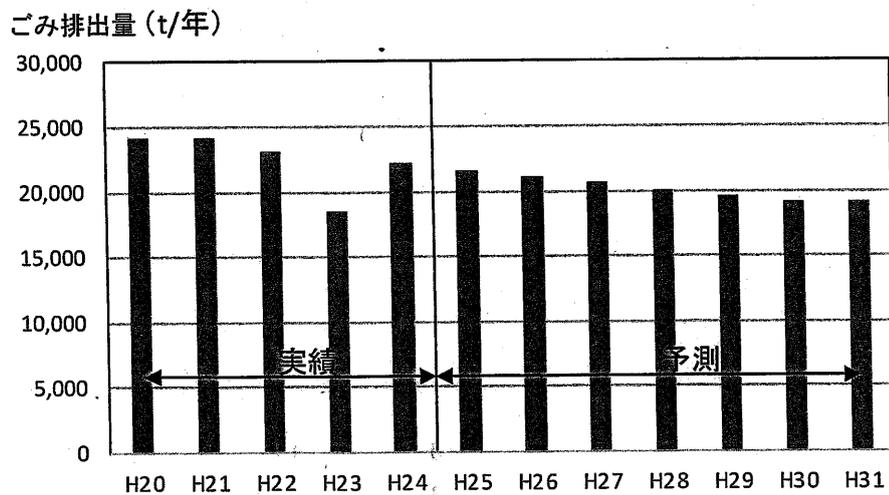
## 人口、ごみ排出量、資源化量、最終処分量の推移

項目	単位	実績					予測						
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
行政人口	人	71,999	71,732	70,546	66,385	65,298	65,370	65,430	65,500	65,570	65,630	65,700	65,700
ごみ排出量	t/年	24,153	24,167	23,064	18,520	22,099	21,537	21,062	20,655	20,088	19,589	19,097	19,097
資源化量	t/年	4,381	2,793	3,814	3,219	3,567	5,951	6,179	6,414	6,476	6,547	6,610	6,610
最終処分量	t/年	3,368	3,489	3,440	3,233	3,501	3,320	3,315	3,310	3,305	3,300	3,290	3,290

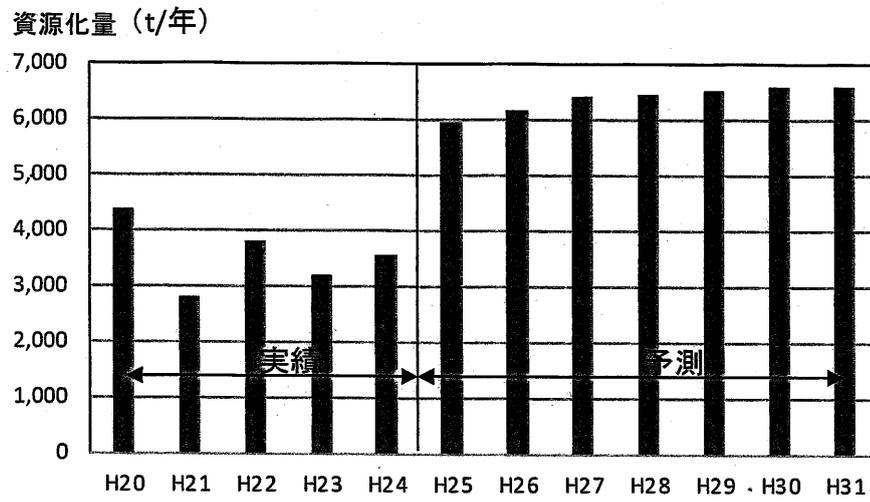
### 1) 行政人口の推移



### 2) ごみ排出量の推移



### 3) 資源化量の推移



### 4) 最終処分量の推移

